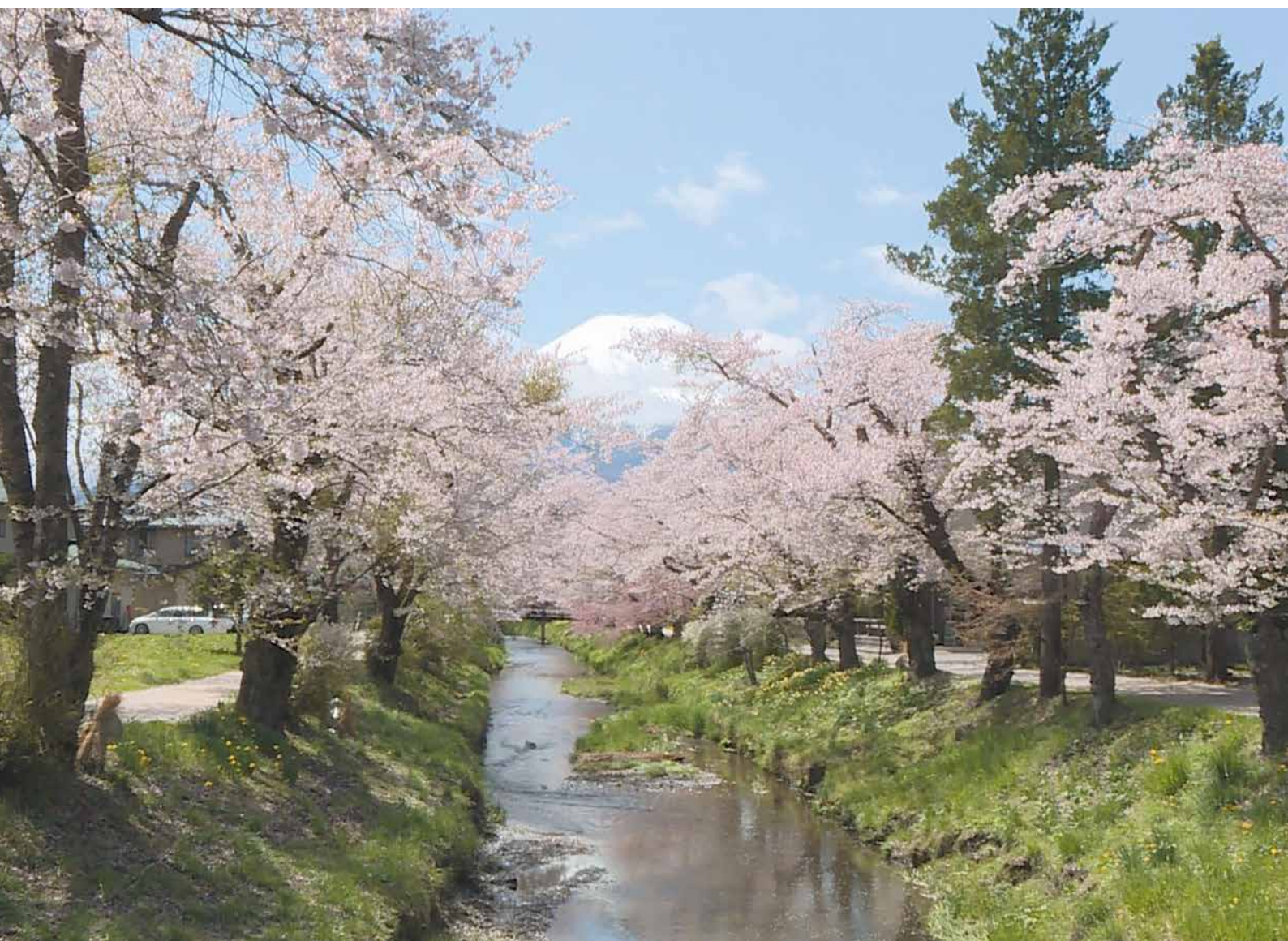


かつら川

No.190



▲忍野村忍草「新名庄川沿いの桜」

主な目次

令和7年新春講演会・新年賀詞交歓会	2
正副会長会、理事会	3
大月税務署管内関係民間団体長会	4
支部活動報告	4
青年部会活動報告	5
女性部会活動報告	5
その他の活動報告	7

令和7年度年間予定表	11
大月税務署からのお知らせ	12
法人会 税制改正提言実現事項	15
法人会 自主点検チェックシート	16
健康情報(食事と健康)	18
第60回神社めぐり(小篠神社)	19

消費税期限内納付
法人会一声運動



令和七年新春講演会・新年賀詞交歓会

一月二十三日(木)、ハイランドリゾートホテル&スパに於いて、「令和七年新春講演会・新年賀詞交歓会」を開催。

新春講演会は、中島正之大月税務署長に「税制改正プロセスと消費税の改正について」と題して、財務省の機構に始まり、主税局業務のあらまし、日本における税制改正プロセス、消費税の基本的な仕組み等について、二十一年間にわたる財務省主税局勤務で、主に消費税法の税制改



大月税務署 中島正之署長 講演



正等の事務従事経験を踏まえて、詳しく解説をして頂きました。

新年賀詞交歓会では、開会前に令和六年度の国税局長納税表彰受彰者(山口照義会長)受彰披露に続き、恒例の女性部会コーラス部の生コーラスが場内に響きわたる中で賀詞交歓会を開会。

初めに山口会長から、昨年は能登半島地震や自然災害などの心が痛む出来事が発生する中、新紙幣の発行やスポーツ界での日本選手の活躍に多くの国民が元気づけられるニュー

スも多くあった。また歴史的な円安進行を背景に、インバウンドが加速し、オーバーツーリズム問題が深刻化した一年でもあった。

法人会活動では、物価高対策として実施された定額減税の周知・研修会の開催等、税制への理解・啓発を始め、地域社会への貢献を中心に活動し、加えて会員の親睦・交流を一層深めるなど、すべて計画通りに事業が執行できた事へのお礼を述べるとともに、引き続き地域並びに税のオピニオンリーダーとして、税務当局との連携をより一層深め、税務知識の普及及び納税意識の高揚を図り、公正な納税と円滑な税務行政に寄与していくと、年頭の挨拶があり、大月税務署を始め多数の来賓を迎え、約百三十名が新年のスタートを祝いました。



新年賀詞交歓会 大月法人会 山口照義会長 挨拶



新年賀詞交歓会 大月税務署 中島正之署長 祝辞



新年賀詞交歓会 税理士会 梶原稔大月支部長 祝辞



女性部会コーラス部

正副会長会

一月七日(火)、午前十一時二十分より大月法人会館に於いて開催。
以下の議題について協議。

議題

- 一、令和七年新春特別講演会・新年賀詞交歓会について
- 二、今後の主要事業について
- (1) 理事会開催日程
- (2) 第十四回定時総会開催日程
- (3) 定時総会特別講演会講師選定
- 三、令和七年度全法連・県連功労者表彰候補者の申請について
- 四、支部別会員状況について



五、令和七年度全法連助成金の配賦予定額について

六、公益法人の制度改革について

七、健康経営推進委員会について

八、法人会におけるデジタル化・DXの推進について

九、任期満了に伴う役員改選について

正副会長・ 支部長合同会議 令和六年度 第三回理事会

三月二十四日(月)、午前十時・十一時大月法人会館に於いて開催。

審議事項については、第三号議案を除き原案通り承認されました。

議事

(審議事項)

- 第一号議案 公益法人制度改革に伴う外部理事及び外部監事導入の件
- 第二号議案 役員候補者選出等に関する規程改正の件
- 第三号議案 任期満了に伴う役員改選の件
- 第四号議案 令和七年度事業計画案承認の件

第五号議案 令和七年度収支予算案承認の件

第六号議案 第十四回定時総会開催の件

第七号議案 全法連・県連功労者表彰候補者推薦の件

(報告事項)

- 一、前回理事会開催以降の事業報告及び代表理事・業務執行理事の職務執行状況報告について
- 二、今後の主要事業について
- 三、令和八年度税制改正に関するアンケートについて
- 四、各支部、部会の事業報告及び会計報告と残金付替えについて

正副会長会 令和七年度 第一回理事会

四月二十四日(木)、午前十時・十一時より大月法人会館に於いて開催。

審議事項については、原案通り全項承認されました。

議事

(審議事項)

- 第一号議案 令和六年度事業報告承認の件

第二号議案 令和六年度収支決算報告承認の件、並びに監査報告

第三号議案 任期満了に伴う役員改選の件

第四号議案 退任役員表彰及び会員増強表彰の件

第五号議案 令和七～八年度各種委員会委員推薦の件

第六号議案 令和七～八年度県連役員候補者推薦の件

第七号議案 第十四回定時総会開催の件

(報告事項)
一、役員就任承諾書等の提出について

二、その他

関係民間団体長会

一月十七日(金)、大月税務署会議室に於いて開催。

恒例の関係民間団体の団体長出演による確定申告PR動画撮影終了後、令和六年分確定申告に係る協議の他、各団体及び税務署から連絡・報告がありました。



支部活動報告

上野原・大月・都留支部 合同セミナーの開催

二月十四日(金)、アピオプラザ都留に於いて開催。一般含め六十五名が出席しました。

第一部税務研修会では、大月税務署法人課税第一部門の辰野美喜江統括国税調査官より、「租税回避スキームと税制改正」をテーマとし、税金逃れを目的とする租税回避スキームについては、現行の法制度においては合法であったとしても、これが放置され、適正な課税が行われないとすると、課税の公平を損ない、納税者の信頼を揺るがす大きな問題であることから、国税庁においては、租税回避スキームに関する情報を積極的に収集し、適正・公平な課税の実



税務研修会 辰野美喜江 統括国税調査官

現に努めていると解説頂きました。

第二部の特別講演会では、「お風呂が沸きました」の声を担当する声優で講師の一龍齋貞弥氏をお招きし、「人の印象の四割は声で決まる」仕事に生かす声の魅力」と題し、自らの声の魅力もさながら、声の魅力について解説し、後半の講演では臨場感と迫力は凄まじく、流れるような日本語のリズムの心地よさ、音の響きの広がりなど、声の魅力をたっぷり堪能させて頂きました。



特別講演会 講談師 一龍齋貞弥氏

青年部会活動報告

青年部会役員会

四月十五日(火) 大月法人会館



青年部会研修会

四月十五日(火) 大月法人会館
講師 大月税務署法1統括官 辰野美喜江氏



青連協役員会

四月二十四日(木) 古名屋ホテル

女性部会活動報告

女性部会役員会

四月二十二日(火) 大月法人会館



女性部会研修会

四月二十二日(火) 大月法人会館
講師 うめこフォト代表 池田智恵子氏



租税教室・絵画お願い

二月十日(月) 上野原市教育委員会



租税教室・絵画お願い

二月十二日(水) 上野原小学校
上野原市役所



バザー収益金寄付感謝状

二月十五日(土) 上野原市もみじホール

感謝状

大月法人会女性部会 上野原支部 様
貴殿は社会福祉事業に支援を
され社会福祉の発展に多大な
貢献をされました
よってここに感謝の意を表します
令和七年二月十五日

社会福祉法人
上野原市社会福祉協議会
会長 中村 照夫



(6)

日帰り税務研修会

二月二十一日(金)

明治座

京王プラザホテル八王子



都留支部税務研修会・総会
三月六日(木) うどんの駅



上野原・大月・都留支部合同税務研修会
二月二十七日(木) 桜扇



上野原支部総会
三月十一日(火) ロビン



大月支部税務研修会・総会
三月六日(木) 赤レンガ



富士吉田支部税務研修会
三月二十七日(木) ビストロ・ボンヌ



コース部税務研修会・総会
三月十二日(水) 藍屋

新入会員紹介

○オオタニデンカ株式会社
(富士吉田市上暮地五―四―一二)
代表者取締役 大谷 和伸

○株式会社宮下組
(富士河口湖町船津一七九三)
代表取締役 宮下 一広

○株式会社シーキューブデザイン
(富士河口湖町船津三三―二ヌイブル七〇)
代表取締役社長 小林 拓矢

○楽遊食歌加津
(富士吉田市松山四―二―一六)
代表者 相馬 一深

河口湖支部総会
三月八日(土) 四川龍都

県連女連協交流会
二月十三日(木) いち柳ホテル

**県連女連協
租税教室映画上映会**
二月十三日(木) はくばく文化ホール



確定申告広報活動
二月十七日(月) 大月税務署



広報誌封入作業
十二月二十五日(水) 大月法人会館

その他の活動報告



広報委員会
三月十三日(木) 大月法人会館



新年税務署挨拶
一月七日(火) 大月税務署

決算法人説明会

一月二十二日(水) 大月法人会館
三月十九日(水) 大月法人会館
四月二十一日(月) 大月法人会館



新設法人説明会

三月二十六日(水) 大月法人会館



監査会

四月十七日(木) 大月法人会館



全法連広報委員会

二月十二日(水) 全法連会館

全法連事務局セミナー

三月七日(金) ハイアットトリージェンシー東京



県連新春講演会

一月十五日(水) 甲府記念日ホテル



県連広報委員会

二月十八日(火) 甲府法人会館



県連新年賀詞交歓会

一月十五日(水) 甲府記念日ホテル



県連研修委員会

二月二十日(木) 甲府法人会館



(9)



県連正副会長会・理事会
三月 十日(月) 甲府法人会館
三月二十五日(火) ベルクラシック甲府



県連組織・厚生合同委員会
二月二十五日(火) 古名屋ホテル



県連正副会長会・理事会
四月十五日(火) 甲府法人会館
四月十八日(金) アピオ甲府



県連税制委員会
三月三日(月) 甲府法人会館



山梨県内四単位会
役職員研修会・交流会
三月二十一日(金) 甲府法人会館
甲府記念日ホテル



県連総務委員会
三月六日(木) 甲府法人会館

令和7年度 普通会費納入のお願い

1. 口座振替ご利用の会員様

6月16日(月)にご指定
の金融機関口座から振替
させていただきます。

2. 振込ご利用の会員様

別途、振込のご案内をさ
せていただきます。

振込期限 6月30日(月)

細やかな経営で計る事業タイミミング

ジャーナリスト 海部 隆太郎

「経営はタイミミングだ。タイミミングを見誤ると事業の成功確率は極端に低下する」——かつて著名な経営者から会った時に聞かされたフレーズだ。失敗談を分析して自分に言い聞かせているかのようだった。

いわく、斬新な技術・サービスをどのよう市場投入するか、その時期が適切なのかを判断するのは難しい。市場環境が整う前であれば投資額に見合う収益が得られず、疲弊したところにキャッチアップした競合他社が出て、逆に追いつける展開になってしまふ。何事も早ければいいというものではない。遅くてもいけない。

混雑したパーキングで駐車スペースを探していると、通り過ぎたら空きができ、そこに後続車が入ってしまう。あと数十秒遅く来たら駐車できたのにと悔しい思いをするが、タイミミングが悪いと諦めるしかない。経営とは次元の違う話だが、人生すべてタイミミングが大事。ただ、どうすれば最適なタイミミングを得られるのか、それが分かれば苦労はない。「神頼み」と安易な考え方はしたくない。

駐車場であれば、心のゆとりが絶妙のタイミミングを招くのではないかな。焦るから悔しい思いをする。経営では獅子が獲物を狙うがごとく、時代背景・市場環境を注視し社内体制を考慮して決断する。はやる気持ちを冷静に見つめる努力でタイミミングを計ればいい。そのためにはバランス感覚が必携だと前述の経営者は指摘していた。抽象的にしか書けないのが残念だ。

経営者こそ細君になれ

とある団体の会報誌を読んでいたら、退任する役員が細君（妻）のおかげで職務を全うできたと書いてあった。中学生時代に夏目漱石の小説で細君という言葉を知った。その表現に懐かしさを感じ今の自分に置き換えてみると、誤解を恐れずに言えば、若い時とは異なり細くない妻を細君とは言いにくいと感じた。不適切な表現だが説明に必要だと思いあえて文字にした。言いたいのは、容姿ではなく細かい気遣いをしてくれるから細君という。現代に当てはめると妻を指す言葉だけではない。男女と

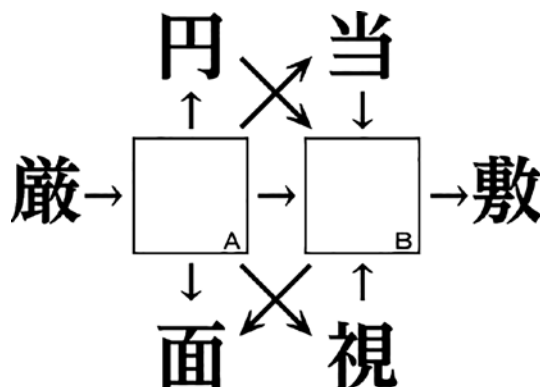
もに必要な要素だから。

こう考えると経営者こそ細君になるべきだと思う。野球に例えれば、投手は若手社員、中堅社員が守備を固め、経営者は捕手に徹する。全体を俯瞰し、野手に適切な指示を出し打者の傾向を勘案しながら投手にきわどい球種を求める。大切なのはメンバーの才能を見極め、ポジションを任せきること。もちろん責任は経営者がとる。これを分かってもらえれば、バランスの良いチームとなることは間違いない。細やかさとは、箸の上げ下ろしを言うのではない。人が動きやすいように環境の変化に合わせる対応のことだと思う。

こうした経営者に社員は集まってくる。理想論だと思わずに自社の強さと弱さを分析してみることに。それをカバーするのは小手先の戦術ではなく、会社という組織を支える社員への配慮と気持ちよく働ける社内環境だと思う。適材適所という表現もあるが、内閣改造で使われる常とう句として定着しているの、これは使いたくない。

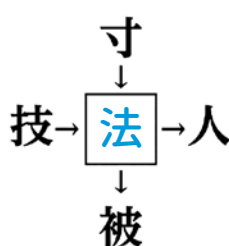
パズル・熟語づくり

※矢印の方向に2文字の熟語ができるように、A・Bにあてはまる漢字を書きましょう。
(答えは18ページ下にあります)



例題

矢印の方向に2文字の熟語ができるように、□にあてはまる漢字を書きましょう。



【作者】株式会社ニコロ

[illegible]

大月税務署からのお知らせ

【令和7年度税制改正】

令和7年4月
国 税 庁

輸出物品販売場制度は令和8年11月から リファンド方式に移行します

1 リファンド方式の概要

※下線部分が主な変更点です。

- 輸出物品販売場（免税店）制度は、**令和8年11月1日**から、次のとおり、**リファンド方式**に移行します。
 - ✓ 免税店は、外国人旅行者等（免税購入対象者）に対して、**税込価格（課税）**で免税対象物品を販売することとなります。
（変更点1）
 - ✓ 免税購入対象者は、免税対象物品を**国外に持ち出すことにつき購入日から90日以内の出国時に税関の確認**（注1、2）を受けることとなります。
（変更点2）
 - ✓ 免税店を経営する事業者は、購入記録情報と**持出しを税関が確認した旨の情報（税関確認情報）**を保存することで、免税の適用を受けることとなります。
（変更点3）
 - ✓ 免税店を経営する事業者は、この確認後に免税購入対象者に**消費税相当額を返金（リファンド）**することとなります。
（変更点4）

リファンド方式のイメージ



- （注）1 **購入日から90日以内**とは、購入日の翌日から計算して90日目までの期間をいいます。例えば、11月1日に購入した物品については、翌年1月30日が税関での確認期限となります。
- 2 **税関の確認**の際に、同一の購入記録情報（一の販売（領収）単位）に含まれる免税対象物品のうち、一つでもその物品を所持していなかった場合には、その購入記録情報に含まれる**全ての免税対象物品について、その確認を受けることはできません。**

■ 「リファンド方式への移行」に伴う上記1以外の主な改正事項

免税対象物品の範囲等の見直し

詳しくは2（2頁）へ

- ✓ 一般物品と消耗品の区分や消耗品に係る購入上限額（50万円）、特殊包装の廃止
- ✓ 通常生活の用に供するかどうかの要件の廃止 など

免税販売手続等の見直し

詳しくは3（2頁）へ

- ✓ 船舶観光上陸許可等により在留する者や日本国籍を有する免税購入対象者の手続の見直し
- ✓ 単価100万円（税抜価額）以上の商品に購入記録情報として「商品情報詳細」を設定 など

免税店の区分や許可要件等の見直し

詳しくは4（3頁）へ

- ✓ 免税店の区分や許可要件が見直され、併せて申請届出手続を簡素化 など

2 免税対象物品の範囲等の見直し

- リファンド方式への移行に伴い、次のとおり見直されます。

	区分	免税対象金額	免税対象物品	特殊包装
現行制度	 一般物品	5千円～	通常生活の用に供する物品	不要
	 消耗品	5千円～50万円		必要
見直し後	  区分なし	5千円(注)～	用途を問わない	不要
区分の廃止		購入上限額の廃止	用途要件の廃止	包装の廃止

(注) 一般物品と消耗品の区分廃止に伴い、購入下限額(5千円)の判定もこれらを区分せず(税抜価額により)行います。

- 免税対象物品は、次に掲げる物品以外の物品とされます(注)。

① 金及び白金の地金 ② 金貨及び白金貨 ③ 消費税が非課税とされる物品

(注) 免税購入対象者が、出国時に免税対象物品を所持していない場合には、税関の確認を受けることはできません。そのため、免税店で購入する免税対象物品は、出国時にその全てを自らが所持して持ち出す(輸出する)ことができる数量に限られます。

参考 購入の際に免税店から免税対象物品を直送することもできます(3の「直送制度の見直し」(3頁)参照)。

3 免税販売手続等の見直し

- 免税購入対象者の確認方法等の見直し

- 船舶観光上陸許可等により在留する者の免税販売手続において、上陸許可書(在留資格の確認)に加えて、**旅券の提示**(注)を求めるとされます。

(注) 船舶観光上陸許可により在留する者については、**旅券の写しの提示**を含みます。

- 日本国籍を有する非居住者が国外に2年以上居住することの証明書類(現行制度は在留証明又は戸籍の附票の写し(注1))に**マイナンバーカード**(注2)が追加されます。また、購入記録情報として設定するこの証明書類の内容は、**証明書類の種類及び国外転出日**(又は国外定住日)の2項目に緩和され、**証明書類の写し等の保存は不要**とされます。

(注) 1 これらの証明書類については、**本籍の記載は不要**とされます。

2 国外に転出した旨の記載があるものに限りです。

参考 上記の免税購入対象者(非居住者)の確認方法等(下線部分が主な変更点です)

免税購入対象者		確認方法		購入記録情報の提供に関する主な変更内容
外国籍	船舶観光、乗員、緊急、遭難による上陸許可により在留する者	 + 	旅券 と上陸許可書を確認	現行制度の許可書番号(注1)に代えて 旅券番号 を入力
	寄港地、通過による上陸許可により在留する者		旅券を確認	— (変更無し)
日本国籍	国外に2年以上居住する者	 + 	旅券と証明書類(注2)を確認	現行制度の証明書類に関する事項に代えて 証明書類の種類及び国外転出日 (又は国外定住日)の 2項目 を入力

(注) 1 船舶観光上陸許可書(旅券の写しの添付あり)を所持する者は、現行制度においても旅券番号を入力します。

2 国外に2年以上居住することの確認は、証明書類のいずれであっても国外転出日(又は国外定住日)から**最終入国日**(旅券に記載された「上陸年月日」)までの期間で行うこととされます。なお、在留証明・戸籍の附票の写しは、現行制度と同様、いずれも最終入国日から起算して6月前の日以後に作成されたものに限られます。

国 税 職 員 採 用 募 集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆ 人事院国家公務員

試験[採用NAVI]



◆ 採用関係

お役立ちリンク集



◆ Web-TAX-TV



令和5年度から新設！

各試験区分	国税専門官 (A 区分)	国税専門官 (B 区分)	税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級)
受験資格	1 21 歳から 29 歳の者 2 21 歳未満で、次に掲げる者 (1) 大学を卒業した者及び翌年 3 月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 人事院が上記(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者		1 受験する年の 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算してまだ 3 年を経過していない者及び翌年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記 1 に掲げる者に準ずると認める者	大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して 8 年を経過した者
申込期間	2 月下旬開始		6 月中旬開始	7 月下旬開始
1 次試験	5 月下旬		9 月上旬	9 月下旬
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式)		基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験	基礎能力試験(多肢選択式) 経験論文試験
	専門試験(多肢選択式)			
	[必須] 民法・商法、会计学 [選択必須] 民法・商法、会计学、憲法・行政法、経済学、英語 [選択] 財政学、経営学、政治学・社会学・社会事情、商業英語	[必須] 民法・商法、会计学、基礎数学 [選択] 情報数学・情報工学、統計学、物理、化学、経済学、英語		
	専門試験(記述式)			
	憲法、民法、経済学、会计学、社会学	科学技術に関連する領域		
2 次試験	6 月下旬～7 月上旬 人物試験、身体検査		10 月中旬 人物試験、身体検査	11 月上旬 人物試験
3 次試験				11 月下旬又は 12 月上旬 総合評価面接試験
合格発表	8 月中旬		11 月中旬	12 月中旬

※ 試験日程の公表

国税専門官及び税務職員採用試験 12 月頃

国税庁経験者(国税調査官級) 7 月頃

※ 詳細については、人事院国家公務員試験[採用情報 NAVI]に順次掲載予定です。

法人会の税制改正に関する

提言の主な実現事項(令和7年度)

公益財団法人 全国法人会総連合

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金(企業型DC及びDeCo)の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました(令和7年度税制改正大綱より)。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

「法人課税」

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる

こと。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げるのではないよう配慮すること。

改正の概要

中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。

②適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言

中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

改正の概要

中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

改正の概要

中小企業経営強化税制

特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備(機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの)が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例

雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言

平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

改正の概要

寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

「事業承継税制」

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言

令和6年度税制改正では、特例承継計

画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限(令和9年12月末日)は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。

改正の概要

法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

「その他」

1. 「年収の壁」への対応策

法人会提言

配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

改正の概要

所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました(年収200万円以下は37万円上乗せ)。なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます(上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円)。

給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

■ 法人事業概況説明書 F B 1 0 0 7 ■

1 法人の名称
2 法人の住所
3 法人の代表者
4 法人の設立年月日
5 法人の事業内容
6 法人の事業年度
7 法人の事業計画
8 法人の事業実績
9 法人の事業評価
10 法人の事業改善
11 法人の事業展望
12 法人の事業リスク
13 法人の事業対策
14 法人の事業成果
15 法人の事業課題
16 法人の事業目標
17 法人の事業戦略
18 法人の事業方針
19 法人の事業理念
20 法人の事業精神

17 (5) 社内監査
実施の有無 ☒ 有 ☐ 無
(法人会 自主点検チェックシート)

1. 「法人事業概況説明書」〈表面〉8. (5)「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した経理についての社内監査実施の有無を記入することができます。



「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

(5) 社内監査
実施の有無 ☒ 有 ☐ 無
(法人会 自主点検チェックシート)

15 帳簿簿類の備付状況
16 加入組合等の状況
17 加入組合等の状況
18 加入組合等の状況
19 加入組合等の状況
20 加入組合等の状況

17 加入組合等の状況
大月法人会会員
(役職名) (法人会役職名をご記入ください)
:
:

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の状況
大月法人会会員
(役職名) (法人会役職名をご記入ください)
:
:

法人会の会員であることを
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。

自主点検チェックシートの概要は、裏面をご覧ください。

自主点検チェックシートとは？

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート（国税庁後援）」を作成しています。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

○点検項目チェック表		I 社内体制	
点検項目	点検結果	点検欄	
		9/30	9/31
1 自社で使用する領収書等は定型化され、担当者の責任の下に保管されていますか。 ☑ 会社名が記載されていますか。 ☑ 適格請求書発行事業者である場合、記載要件を満たしていますか。 ☑ 自由に持ち出される可能性はありませんか。 解説 会社名を漏れることを防止します。内部の不正等を未然に防止します。 一連番号が付されていれば、なお良いでしょう。	○	○	
2 重要な書類等（現金、通帳、権利証券等）は金庫に保管・施錠し、鍵は適切に保管されていますか。 ☑ 施錠されないところに保管されていませんか。 ☑ 未使用の小切手帳を管理していますか。 ☑ 鍵でも開けられるようになっていませんか。 解説 盗難被害を小さくします。内部の不正等を未然に防止します。 鍵の管理を徹底すると、責任の所在が明確になります。	×	○	
3 通帳、小切手帳等と印鑑は別の場所に保管されていますか。 ☑ 勝手に出金等ができないようになっていますか。 解説 盗難被害を小さくします。内部の不正等を未然に防止します。 出金等の決裁体制があれば、なお良いでしょう。	○	○	

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で84の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を42項目選定した「入門編」もあります。

会社の規模や業種・業態によって当てはまらない項目もあるので、その場合には、「なし」と記入してください。

点検結果記入表 (9月30日点検分)		点検担当者	法人 太郎
項目番号	点検結果	代表者記入欄	改善方針
2	金庫に保管しているが、施錠していなかった。	確実に施錠し、鍵は○が管理すること	

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「経営者のミカタ 法人会自主点検チェックシート」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先



大月法人会

電話番号 0554-45-6565

URL <http://www.otsuki-hojinkai.jp>

食事と健康

第1章 「食」と栄養 つづき

2) 五大栄養素と働き

①五大栄養素とは

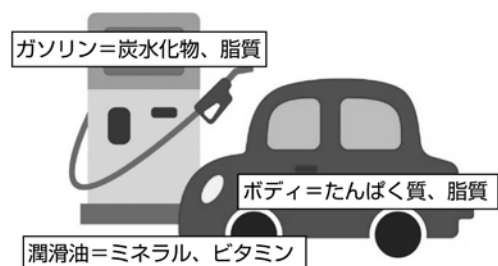
食品には様々な栄養素が含まれていますが、そのなかでも生きていくために不可欠な栄養素を五大栄養素といい、「炭水化物（糖質）」「たんぱく質」「脂質」「ビタミン」「ミネラル」を指します。さらに「食物繊維」を加えて六大栄養素ということもあります。



気をつけたいのは、それぞれの栄養成分に注目が集まりがちですが、栄養素は単体で機能せず、いくつか作用しあって動きます。筋肉をつけようとたんぱく質を摂っても、ビタミンCやビタミンB群、葉酸、ナイアシンなどのビタミンがないと使うことができません。体の機能は様々な栄養素が相互に作用して維持されています。

栄養素をバランスよく摂らねばならない理由は人の体を自動車に例えると、分かりやすいと思います。

車のボディや車輪、エンジンなどは人でいうと、筋肉、骨格、皮膚、内臓などで、栄養素のたんぱく質や脂質、ミネラルにあたります。車を動かすためのガソリンは人でいうと炭水化物や脂質が当てはまります。車をスムーズに動かすためのエンジンオイルやフィルターはミネラルやビタミンです。これらが不足すると動きが悪くなったり、長持ちしないのと同じように、人もこの五大栄養素をバランスよく摂らないと健康に動けないし、寿命も短くなります。



②炭水化物



「パパのお酒の糖質オフってなあに？」



「炭水化物でエネルギー源になるものが糖質で、この糖質が入っていないということだよ」

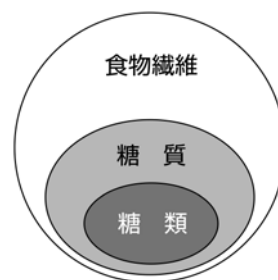
「糖質制限」や「糖類オフ」など「糖質」「糖類」という言葉を耳にするようになりました。「糖質」「糖類」は炭水化物の仲間ですが体内ではエネルギー源になるものを指します。

糖質と糖類は似ていますが、糖質は範囲が広く、炭水化物のなかで食物繊維以外の部分を指し、糖類は単糖類（ぶどう糖や果糖など）や二糖類（ショ糖＝砂糖、麦芽糖）などを指しています。

糖質は体内でエネルギー源になりますが、消費されなかったものは体脂肪として蓄えられて肥満の原因になります。糖類であるぶどう糖や砂糖などは、消化・吸収されやすく、短時間で血糖値を上げます。血糖値を上げたくない人は糖類の摂り方にも注意が必要です。

食物繊維は消化吸収されないことから、長い間役に立たないものと思われていましたが、血糖値の上昇を緩やかにし、大腸がんの予防になるなど、その働きが見直されています。

食品表示のなかには炭水化物の内訳まで書いたものがあるので、目的に応じて利用します。



栄養成分表示 食品単位あたり	
熱量	○ kcal
たんぱく質	○ g
脂質	○ g
- 飽和脂肪酸	○ g
- n-3 系脂肪酸	○ g
- n-6 系脂肪酸	○ g
コレステロール	○ mg
炭水化物	○ g
- 糖質	○ g
- 糖類	○ g
- 食物繊維	○ g
食塩相当量	○ g
(ビタミン、ミネラル)	○ mg / ○ μg

『糖類ゼロ』、『糖質ゼロ』でも糖が含まれる？

飲料などに「無糖」「糖質ゼロ」と書いてあっても100mgまたは100mlに含まれる糖類が0.5g以下であれば「ゼロ」「ノン」「無」などと表示してよいルールになっています。つまり「無糖」と書いてあっても少量の糖が入っている場合があります。



神社めぐり

第60回

小篠神社(旧指定村社)

鎮座地 都留市十日市場一三二五

御祭神 建御名方合祀神

例祭日 九月七日

宮 司 宮下富枝

総代長 清水智夫

境内地 七二坪

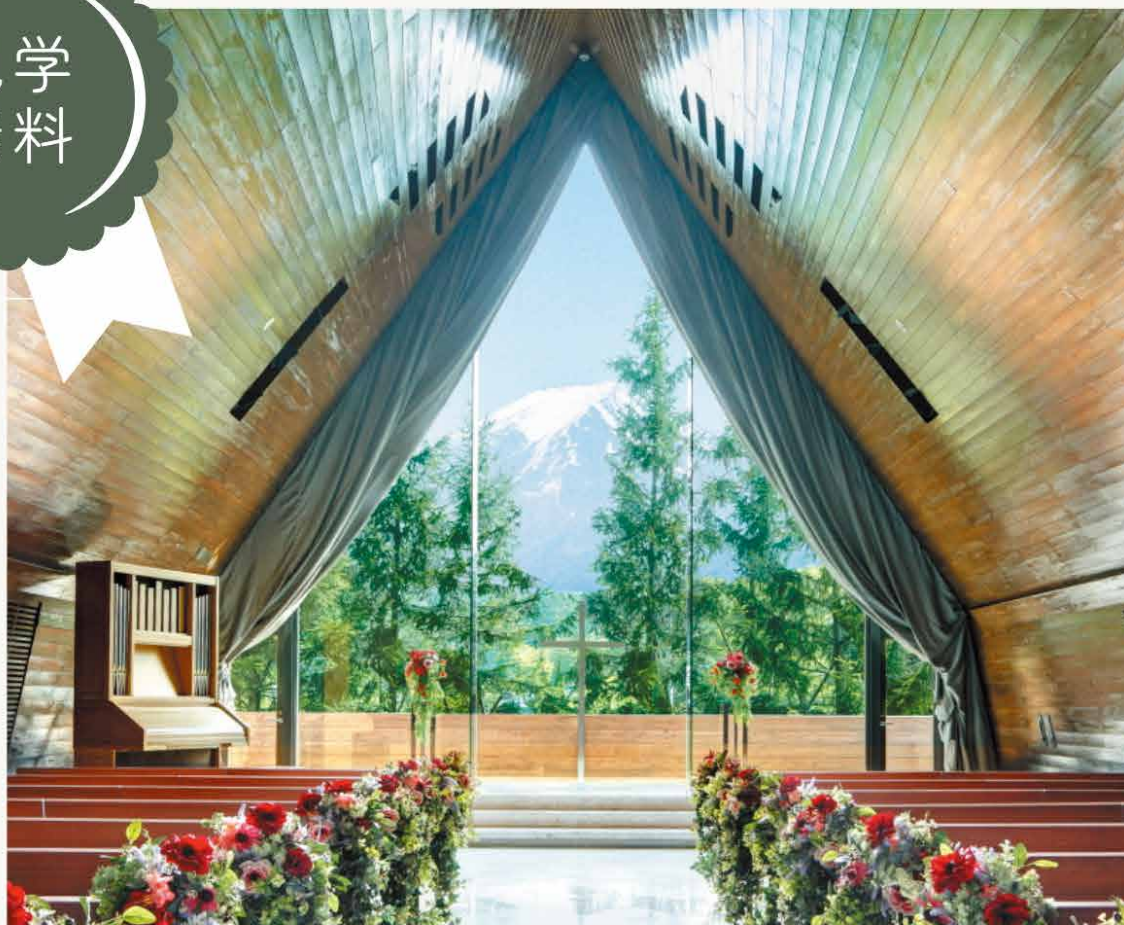
氏子戸数 二五〇戸

由緒沿革

山梨県市郡村読より、第九十七代後村上天皇康安元年（一三六一年）宝鏡寺の開山鶏岳永金禪氏の功德により創建せしものと伝承されているが、当社は往古「市」発達せし時創祀せしものと思う。後光明天皇正保四年（一六四七年）及東山天皇元禄十五年（一七〇二年）の二回社殿の再建造営並びに境内の整備がなされている。「古へハ夏狩トナリシガ文禄三年（一五九四年）別村トナル」と記されている。明治四年七月四日郷社定則により村社に列格し、大正七年六月二十七日山梨県告示神饌幣帛供進指定神社に指定される。



見学
無料



富士の麓で叶える結婚式

ハイランドリゾートホテル&スパ

まずはお気軽にお問い合わせください

住所

〒403-0017

山梨県富士吉田市新西原5-6-1

HP

TEL

0555-21-5113

